

令和3年 夏の県民交通安全運動

7月11日(日)～20日(火)は
「夏の県民交通安全運動」期間です



令和3年夏の県民交通安全運動の重点項目は、①子どもと高齢者の交通事故防止、②自転車の安全利用の推進、③飲酒運転の根絶です。

交通事故を防ぐため、全ての人が交通ルールの順守と交通マナーの実践に努めましょう。

詳しくは、**市民協働推進課**(☎2463)へ。

年間スローガン:自転車も 止まってよく見て 交差点
サブスローガン:ヘルメット かぶろう未来を 守るため

自転車の安全利用の推進について

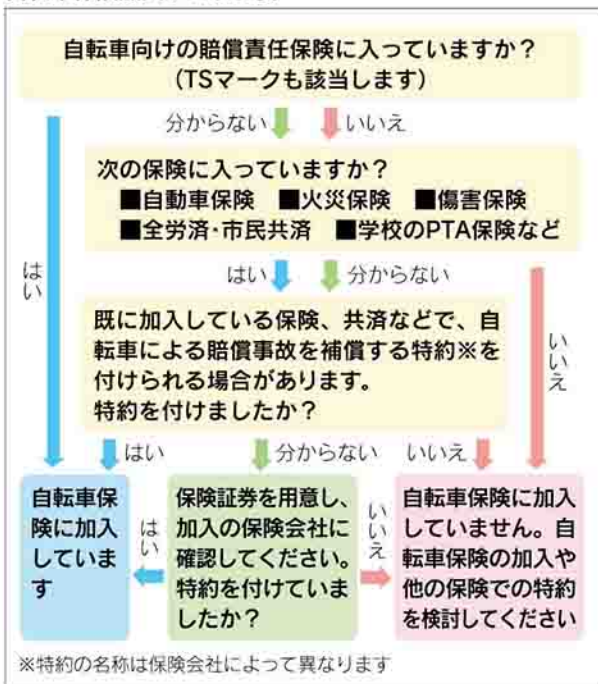
県交通安全条例の改正により、令和3年4月1日から自転車利用者の自転車保険の加入が義務化され、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されました。

日常生活において気軽に利用できる自転車ですが、他者に被害を与えたり、また被害に遭う可能性があります。自転車が車両であることを認識し、万が一の事態に備え、必ず自転車保険に加入し、ヘルメットの着用に努めましょう。

1 自転車保険に加入しましょう

自転車事故による高額賠償事例が増加しています。自身や家族の自転車保険加入状況や補償内容

自転車保険加入チェック表



を確認しましょう。既に入っている自動車保険などの特約により補償を受けられる場合もあります。未加入の場合は、自転車保険などに加入する必要があります。

なお、自転車安全整備士による点検・整備を受けることで、1年間有効の賠償責任保険と傷害保険が付帯する「TSマーク」の貼付を受けることができます。

県が認定した自転車保険がありますので参考にしてください。詳細は、県ホームページを確認してください。



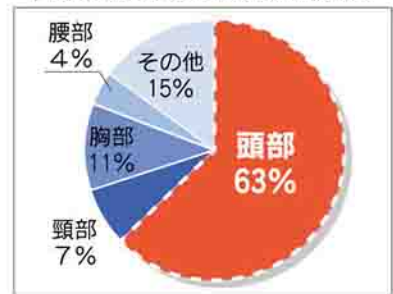
県ホームページ

2 ヘルメットを正しく着用しましょう

自転車死亡事故における致命傷は、6割以上が頭部損傷によるものです。また、ヘルメット着用状況別の致死率では、着用時は非着用時の3分の1以下の数値であり、頭部保護の重要性とヘルメット着用の有効性を示しています。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを正しく着用するようにしましょう。

自転車乗用中の死者の致命傷部位



ヘルメット着用状況別致死率

